

各務原市監査委員告示第6号

令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月29日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 塚 原 甫

4各社福第492号-2

令和4年 8月31日

各務原市監査委員 五島 浩利 様

各務原市監査委員 榎谷 清美 様

各務原市監査委員 塚原 甫 様

各務原市長 浅野 健司

令和3年度財政援助団体等監査の結果に関する報告における措置事項について

令和4年4月14日付4各監委第1号にて報告のありました表記の件について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり報告します。

◎各務原市障害者団体連合会補助金

【指摘事項】

(1) 連合会の規約について

現在、連合会の設置の根拠となる規約が定められておらず、地方自治法や市の条例等の適用を受けない、市とは別の組織である任意団体の事務に根拠なく市職員が従事しているという不適切な状況にある。また、連合会における幹事会の位置付けや開催方法、議決に関する事項、事務局に関する事項、会計に関する事項など基本的な事項も定められていないことから、規約の整備など適切な措置を講じられたい。

【措置内容】

障害者団体連合会幹事会において、連合会の目的、幹事会の位置付け及び開催方法、議決に関する事項、事務局に関する事項、会計に関する事項などを定めた規約の整備を行いました。事務局については、社会福祉課が行う旨を明記しました。

【指摘事項】

(2) 補助対象経費について

連合会に対する補助金は、団体が行う事業の公益性を認識し、その事業を支援する目的を有する「事業費補助金」であるとのことだが、補助対象経費については定められていない。一般的に、事業費補助においては、補助対象経費は事業の実施に直接関係のある事業費に限定し、慶弔費、人件費（役員費）等は補助対象経費とはならない。市民に対する説明責任の観点からも、補助対象経費の範囲を明確にされたい。

【措置内容】

「各務原市障害者団体連合会活動事業費補助金交付要綱」を改正し、補助対象経費の範囲を明確に決めました。

【指摘事項】

(3) ぎふ低肺機能者グループ各務原支部の支出について

連合会に所属する団体である「ぎふ低肺機能者グループ各務原支部」の令和2年度の支出の一部は、同団体の解散に伴う上部団体への納入金となっている。この経費は、補助金交付要綱に定める補助対象事業（連合会に所属する団体が障害者の自立、社会参加の増進等を目的に行う活動事業）に要する費用には該当しないと考えられるため、再度補助金の額を精査し、返還の必要がある場合には、適切な措置を講じられたい。

【措置内容】

「ぎふ低肺機能者グループ各務原支部」より自主返納の申出があり、
障害者団体連合会を通じて令和4年4月に返還金を受領しました。

【指摘事項】

(4) 補助金の交付目的について

補助金は、地方自治法の規定により、「公益性の必要がある場合」のみ交付できることから、その必要性を明らかにする観点から、補助金交付要綱に補助金の交付目的を定められたい。

【措置内容】

「各務原市障害者団体連合会活動事業費補助金交付要綱」を改正し、
補助金の交付目的を定めました。